預金に関する重要事項のお知らせ

金融商品販売法では、お客様保護の観点から「勧誘方針」の公表と「重要事項」の説明を金融機関に義務づけています。当金庫 の預金等に関する重要事項は以下のとおりです。

当金庫に預金される際には、預金規定、各商品説明書等のほか事前に重要事項の説明をお受けいただき、内容をご確認くださいますようお願い申し上げます。

1. 国内円預金について

- 預金保険制度の対象となる預金です。
- 預金保険による保護の範囲は次の通りです。

商品の分類	保護の範囲
当座預金 別段預金 利息のつかない普通預金	利息がつかない等の条件を満たす預金(注1)は 全額保護
利息のつく普通預金 定期預金 貯蓄預金 通知預金 定期積金 定期積金 納税準備金 等	定客人装 合算して元本1,000万円までとその利息(注2)を保護 元本1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じて 払い戻されることになります。 (金額が一部カットされることがあります。)

- (注1)次の①~③の条件を満たすもので「決済用預金」といいます。
 - ①無利息 (預金規定で利息がつかないことを定めてあるもの)
 - ②要求払い(預金者がいつでも払戻しをうけることができるもの)
 - ③決済サービスを提供できること (公共料金口座引落などのように決済ができるもの)
- (注2)「利息」には定期積金の給付補てん金を含みます。

2. 預金以外の金融商品について

● 債権、投資信託受益証券、保険に関する「重要事項」については、預金と性格・仕組みが異なっておりますので、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。